

京私教協 2024 年度第 2 回勉強会 資料

『教職課程事務入門 3』刊行（2020 年）以降に加わった読み替え規定

◆令和 3（2021）年：[令和 3 年 8 月 4 日 文部科学省令第 35 号](#)

○「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」新設に伴う、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」からの読み替え。〈小・中・高〉

○「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」への改正に伴う「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」からの読み替え。〈小・中・高〉

◆令和 4（2022）年：[令和 4 年 7 月 28 日 文部科学省令第 24 号](#)

○「総合的探究の時間の指導法」への改正に伴う「総合的学習の時間の指導法」からの読み替え。〈高・養・栄〉

○「特別支援教育に関する科目」第 2 欄・第 3 欄の修得内容変更に伴う読み替え〈特支〉

◆令和 5（2023）年：[令和 5 年 9 月 27 日 文部科学省令第 31 号](#)

○教科に関する専門的事項の科目区分変更に伴う読み替え〈中：理科・家庭・技術／高：理科・家庭・情報〉

1. 単位のみなし（98～99頁）

本文の説明のみ（別紙資料なし）

2. 免許法の改正の変遷（99～100頁）

本文の説明のみ（別紙資料なし）

3. 適用法令の考え方（100～102頁）

本文の説明のみ（別紙資料なし）

4. 平成 28 年改正免許法における単位の読み替え（102～125頁）

附則第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 7 項の説明をします。附則第 2 項、第 3 項の 2 つの条文が理解できれば、基本的に、旧々法（昭和 63 年改正法）から旧法（平成 10 年改正法）への読み替え、旧々々法（昭和 29 年改正法）から旧法（平成 10 年改正法）への読み替えも同様の条文（通知文）の作りのため、読み替えの考え方が理解できます。

「6. 平成 10 年改正法（いわゆる旧法）による単位の読み替え」「7. 昭和 63 年改正免許法（いわゆる旧々法）による単位の読み替え」の説明も次の補助資料をもとにここで説明します。まとめるとこのようになります。

・[読み替え表（中・高）〈教育職員免許法施行規則の条文及び通知文をもとに作成〉](#)

ただし、「7.」については1点だけ、旧法（平成10年改正法）から新法（平成28年改正法）や旧々法（昭和63年改正法）から旧法（平成10年改正法）にない読み替え（132～133頁）があるため、ここで説明します。

★附則第7項とは

幼稚園教諭については、旧法（平成10年改正法）までは教科に関する科目であり、内訳は小学校教科でした。新法への改正にあたり、教科に関する科目が領域に関する専門的事項に変更となり、科目内容をはじめ担当者に求められる業績も大きく変わりました。

教員の手配等、時間を要する大学もあるため、移行措置として、再課程認定申請にあたっては、これまでの教科に関する科目として再課程認定申請を行うことも可とされ、その場合、2022年度入学生までは教科に関する科目の単位の修得でもって領域に関する専門的事項に関する科目の単位の修得させたものとみなすことができるという経過措置が設けられました。それが附則第7項です。

新法の課程を教科に関する科目で認定を受けた大学は、最大でも2022年度入学生までは附則第7項が適用され（2022年度までに領域に関する専門的事項に移行していれば、教科に関する科目として開講を行った最終年度まで適用）、2023年度からは新法の課程を教科に関する科目で認定を受けた大学は、文部科学省の確認（事後調査）を経て、すべて領域に関する専門的事項に移行しています。

・ [附則第7項による単位修得の証明例](#)

2022年度までに入学し引き続き在学するというのが要件ですが、所要資格を満たすことまでは求められていません。

○ [教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集](#)（平成30年5月18日）

No.45

Q 改正施行規則附則第7項の適用を受けるためには、卒業までに「所要資格を得る必要があるか。

A 平成34年度までに入学した学生が、引き続き在学し改正施行規則附則第7項の適用を受ける間に小学校の「教科に関する専門的事項」について修得した単位は、「領域に関する専門的事項」の単位として充てることができる。この場合、卒業するまでに所要資格を得られなかった場合も含まれる。

(1) 全般的事項（106～108頁）

ここの本文は重要項目ですので、平成30年5月18日付事務連絡（No.24）の説明をもとに進めます。

黄色網掛けの2つの事項が新規則で新たに加わった事項です。カリキュラムの工夫によって旧規則で修得した単位を黄色網掛けの事項の単位に読み替えることができるということが当時話題になりました。それがNo.24のQ&Aです。117頁のNo.27や119頁のNo.19も同様です。

現行規則		旧規則
科目	各科目に含めることが必要な事項	各科目に含めることが必要な事項
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種機会の提供等
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ・教科又は教職に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。）
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程の意義及び編成の方法	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の指導法
	総合的な学習の時間の指導法（高校は「総合的な探究の時間の指導法」）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別活動の指導法 ・教科又は教職に関する科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。）
	特別活動の指導法	

○No.25 は説明しません。No.26 は 121～122 頁で再度掲載していますので、そこで説明し

ます。

○No.23 は説明しません。

(108～110頁)

○読み替えの方法は重要項目ですので、本文をもとに時間をとって説明します。

(110～114頁)

○新課程を有さない場合の対応についても重要項目ですので、本文および補助資料をもとに時間をとって説明します。

・[新課程の単位に読み替えた学力に関する証明書作成の委託に係る契約書](#)

(2) 旧教科に関する科目、養護に関する科目及び栄養に係る教育に関する科目の読み替え

(114～115頁)

○別表第1備考第五号ロについては改めて説明しません。

(115～117頁)

○一般的包括的内容を含む科目の読み替えは重要項目ですので、本文をもとに時間をとって説明します。

(3) 旧教職に関する科目

(117～121頁)

○すべてのQ&Aを説明します。

(121～122頁) No.26の事例

○Qの文中の中一種免取得にあたって教科の指導法の最低修得単位数について、新法では8単位必要です(免許法施行規則第4条第1項表備考第6号)

○本文で説明している内容を具体的な証明書に落とし込むと次のとおりです。

- ・[証明書例\(数学\)](#)
- ・[証明書例\(国語\)](#)

5. 平成18年改正免許法による単位の読み替え（特別支援学校）（125～126頁）

○これに加え、本書作成後の改正事項（[令和4年7月28日文科科学省令第24号](#)）により「特別支援教育に関する科目」第2欄・第3欄の修得内容変更に伴う読み替えが重要です。

○2024年4月1日から特別支援教育に関する科目が規定されている第7条の改正規定が施行されているため、学力に関する証明書備考欄において読み替えの記載がないと免許状取得ができない者が生じます。

○免許法施行規則第7条備考の新旧対照表

改正後	改正前
<u>三</u> 教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。	(号を加える)
<u>四</u> 知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。	(号を加える)
<u>五</u> 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。	<u>三</u> 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

▼令和4年改正免許法施行規則附則第2項

2 **令和6年3月31日において教育職員免許法**（以下この項及び次項において「免許法」という。）別表第1備考第五号イに規定する**認定課程を有する大学**（次項において「課程認定大学」という。）若しくは免許法別表第1備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでにこの省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）**第7条の規定**（同条に定める修得方法の例にならうものとする旧規則第18条及び第64条第1項の表備考第一号の規定を含む。以下「旧修得規定」という。）**の適用により旧規則第7条第1項の表第二欄及び第三欄に掲げる科目の単位を修得するもの又は同日までに旧修得規定の適用により同表第二欄及び第三欄に掲げる科目の単位を修得した者が、免許法別表第1若しくは別表第7の規定により特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合、免許法第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定めを受ける場合又はこの省**

令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）の規定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、**旧修得規定の適用により修得した旧規則第7条第1項の表第二欄及び第三欄に掲げる科目の単位は、新規則第7条の規定（同条に定める修得方法の例にならうものとする新規則第18条及び第64条第1項の表備考第一号の規定を含む。）の適用により修得した新規則第7条第1項の表第二欄及び第三欄に掲げる科目の単位とみなす。**

・ [特支一種免の証明例](#)

令和4（2024）年4月1日以降の発行については、令和4（2024）年3月31日事前で在学している者が、卒業までに第2欄・第3欄の科目の単位を修得した場合や、令和4（2024）年3月31日までに第2欄・第3欄の科目の単位を修得した者については、備考欄にみなしの表記を入れないと、中心となる領域としての単位として扱えなくなります。つまり、改めて中心となる領域の単位を取り直しになります。

『教職課程事務入門3』刊行（2020年）以降に加わった読み替え規定

1. ICT事項科目新設に伴う経過措置

(1) [令和3年度教職課程認定基準等の改正に関する事務担当者説明会資料](#)・条文▼[説明会資料3](#)・14頁

経過措置（免許法施行規則附則第2項）により、改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」を、改正後のICT事項科目とみなすことができるため、以下の場合、ICT事項科目を新たに取得する必要はない。

- ① 令和4年3月31日において、課程認定大学等に在学している者で、卒業するまでに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目を修得しようとする者
- ② 令和4年3月31日までに、既に改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目を修得した者

※上記のほか、「大学が独自に設定する科目」における当該内容の科目をみなすことも可能。

※「在学している者」には、科目等履修生として在籍する場合も含まれる。

▼令和3年改正教育職員免許法施行規則附則（以下「令和3年改正規則附則」という。）

附 則

- 1 **この省令は、令和4年4月1日から施行する。**ただし、第1条中教育職員免許法施行規則第2条表備考第14号及び第15号、第5条表備考第七号、第7条、第10条の2、第11条、第11条の2、第16条第5項並びに第21条の2の改正規定並びに第3条は公布の日から施行する。
- 2 **令和4年3月31日において教育職員免許法別表第1備考第五号イに規定する認定課程を有する大学若しくは別表第1備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに次の表の第2欄に掲げる科目の単位を修得する者又は令和4年3月31日までに第2欄に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第1、別表第3から別表第5、別表第8又は附則第5項の規定により、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項に規定する教科及び教職に関する科目の単位のうち、同表の第2欄に掲げる科目の単位については、同表の第1欄に掲げる科目の単位とみなす。**

第1欄	第2欄
この省令による改正後の教育職員免許	旧規則に規定する科目

法施行規則に規定する科目	
教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に限る。）	教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に関する内容を含むものに限る。）
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（教育の方法及び技術に関する内容を含むものに限る。）
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に関する内容を含むものに限る。）

◆ [令和3年8月4日付け通知文](#)

2 改正等の要点

(4) 経過措置規定

（教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項及び第3項）

ア) 令和4年3月31日において認定課程を有する大学や文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関（以下「課程認定大学等」）に在学している者がこれらを卒業するまでに、改正前の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得しようとする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する内容を、改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得しようとする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

イ) 令和 4 年 3 月 31 日において課程認定大学等に在学している者がこれらを卒業するまでに、改正前の免許法施行規則における「大学が独自に設定する科目」において「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術」、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得しようする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容をそれぞれ修得したものとみなすこととする。

ウ) 《略》

エ) 上記ア) イ) の場合において課程認定大学等に在学している者は卒業を待たずに改正前の免許法施行規則における内容を改正後の免許法施行規則における内容として修得したものとみなすこととして差し支えないこと。

令和 3 年改正規則附則第 2 項の「令和 4 年 3 月 31 日において教育職員免許法別表第 1 備考第五号イに規定する認定課程を有する大学…に在学している者」というのは 4 年制大学では新課程（新法適用）の 2019（令和元）～2021（令和 3）年度入学生になります。

それは令和 3 年改正規則附則第 2 項の表のとおり第 2 欄の旧規則に規定する科目が「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」と記載されているとおり新法下の規則名になっていることから明らかです。

2018（平成 30）年度以前入学生については旧課程（旧法適用）のため、旧法下の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」や「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用含む。）」の単位を修得した後、旧法から新法への読み替えを行い、令和 3 年改正規則附則第 2 項を適用するということになります。

「令和 4 年 3 月 31 日までに第 2 欄に掲げる科目の単位を修得した者」というのは「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の修得が義務化された 1990（平成 2）年度以降入学生までさかのぼるものではありません。

平成 10 年改正法以前において修得している場合は、平成 29 年改正規則による読み替えを行ったうえで令和 3 年改正規則附則第 2 条を適用することになります。

▼教育職員免許法施行規則

附 則（平成 29 年 11 月 17 日 文部科学省令第 41 号）

（施行期日）

1 この省令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。〈以下略〉

(経過措置)

2 (略)

3 新法別表第1から別表第8まで、附則第5項、第17項及び第18項の規定により教諭、養護教諭・栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位について、次の表の第1欄に掲げる免許状の種類に応じ、第3欄に掲げる科目の単位については、新課程を有する大学が適当であると認めるものは、第2欄に掲げる科目の単位とみなすことができる。

第一欄	第二欄	第三欄
小学校 教諭	この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目 教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)に係る部分に限る。)	この省令による改正前の教育職員免許法施行規則に規定する科目 教育課程及び指導法に関する科目(各教科の指導法に係る部分に限る。)
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目(各教科の指導法に係る部分を除く。) 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 教職に関する科目に準ずる科目(総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。)
中学校 教諭	教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)に係る部分に限る。)	教育課程及び指導法に関する科目(各教科の指導法に係る部分に限る。)
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目(各教科の指導法に係る部分を除く。) 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 教職に関する科目に準ずる科目(総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。)
高等学校 教諭	教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)に係る部分に限る。)	教育課程及び指導法に関する科目(各教科の指導法に係る部分に限る。)

	<p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>教育課程及び指導法に関する科目（保育内容の指導法に係る部分を除く。） 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。）</p>
養護教諭	<p>道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談に関する科目</p>	<p>教育課程に関する科目（道徳及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の内容に関する内容を含むものに限る。）</p>
栄養教諭	<p>道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談に関する科目</p>	<p>教育課程に関する科目（道徳及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の内容に関する内容を含むものに限る。）</p>
4～8	(略)	

◆2021/11/2質問回答集 (No.42)

Q 経過措置について、令和4年度以前の入学者、例えば令和2年度の卒業生が「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」にあたる本学開講科目「教育方法論」を在学中に修得済みの場合、ICT事項科目の修得は必要ないという認識でよいか。

A ご質問の場合、令和2年度の卒業時に既に「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得されているので、令和4年3月31日までに既に改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む）」の科目を修得した者として経過措置により、改正後の「教育の方法及び技術」及びICT事項科目を修得したものとみなすことができる。

上記取扱いは平成 29 年改正規則附則第 3 項によるみなしを踏まえた上での対応となります。

平成 29 年改正規則附則と令和 3 年改正規則附則に基づき、平成 10 年改正法下での単位を読み替える場合をまとめると次頁の表のとおりになります。

「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のICT事項科目へのみなし（読み替え）【小中高】

◆ 「教育の方法及び技術」へのみなし（読み替え）

法令	旧法		新法	
規則	平成29年改正規則		令和3年改正規則	
科目	<ul style="list-style-type: none"> ■教職に関する科目 ○教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。） ○生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ○教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ■教職専門科目 ○道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 	<ul style="list-style-type: none"> ■教職専門科目 ○道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ■教職専門科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術に限る。）
	<ul style="list-style-type: none"> ■教科又は教職に関する科目 	<ul style="list-style-type: none"> ■大学が独自に設定する科目 	<ul style="list-style-type: none"> ■大学が独自に設定する科目 ○教育の方法及び技術に関する内容を含むものに限る。 	

◆ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」へのみなし（読み替え）

法令	旧法		新法	
規則	平成29年改正規則		令和3年改正規則	
科目	<ul style="list-style-type: none"> ■教職に関する科目 ○教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。） ○生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ○教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ■教職専門科目 ○道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 	<ul style="list-style-type: none"> ■教職専門科目 ○道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ■教職専門科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に限る。）
	<ul style="list-style-type: none"> ■教科又は教職に関する科目 	<ul style="list-style-type: none"> ■大学が独自に設定する科目 	<ul style="list-style-type: none"> ■大学が独自に設定する科目 ○情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に関する内容を含むものに限る。 	

前頁の表の見方ですが、旧法下での事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に開設されていた授業科目「教育方法論」（2単位）の単位を新規の「教育の方法及び技術」「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に読み替える場合を例に説明します。

「教育方法論」（2単位）は「教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）」に該当します。その科目は新法旧規則（令和3年改正前の規則）における「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に該当するため、その科目の単位として読み替えます。そして、その読み替えられた科目の単位は、令和3年改正規則附則の第2欄「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る）」に該当することから、その科目の単位は第1欄の「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術に限る。）」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に限る。）」に読み替えます。

つまり一番左から右に読み替えていくという形になります。

◆経過措置適用科目の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」欄の証明例

（1）共通事項

記載方法については、文部科学省から記載例が示されていますが、この証明書を受け取った相手側がわかるようにできていればよいので、各大学において工夫してかまいません。文部科学省の示した例と私の提示する2つの例をもとに説明します。

なお、経過措置が適用される者の証明について、文部科学省からの留意事項として、備考欄に「令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2、3項により、旧課程において修得した「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目の単位を、改正後の「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目の単位とみなす場合、備考欄にその旨補足すること」と記載例に指示があります。そのため備考欄には「注）令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。」という一文を入れます。

（2）文部科学省提示の記載例

2単位科目として開講されていた「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」における開講科目「△△△△△」を改正後の「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位としてみなす場合が示されています。この場合、「単位修得済授業科目」欄の「名称」と「単位数」欄には、「△△△△△」の単位を2重カウントしないよう留意する必要があります。そのため、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」では授業科目名に（ ）を付して、「△△△△△」の単位が両方の事項の単位として使用されている旨がわかるように記載します。

3. 単位

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
・教育の方法及び技術	○	△△△△△	2	注) 令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○	(△△△△△)	(2)	
・生徒指導の理論及び方法				
			小計	2

(3) 文部科学省例示以外の証明例 1

「教育の方法及び技術」にのみ授業科目名と単位を記載し、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の欄では「名称」欄は空白、「単位数」欄に※を記載し、備考欄にて「教育の方法及び技術」の単位に含むという記載をします。

3. 単位

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
・教育の方法及び技術	○	△△△△△	2	注) 令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○		※	
・生徒指導の理論及び方法				
			小計	2

※「教育の方法及び技術」に含む。

(4) 文部科学省例示以外の証明例 2

2つの事項の「名称」と「単位数」欄を結合し、2つの事項を1つの授業科目でカバーしている旨がわかるようにします。この方法が一番手間のかからない証明方法だと考えます。各大学において、1つの事項で1つの欄というこだわりがなければこの方法が一番簡易かと考えます。

3. 単位

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
・教育の方法及び技術	○	△△△△△	2	注) 令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○			
・生徒指導の理論及び方法				
			小計	2

2. 総合的探究の時間の指導法の新設に伴う経過措置

▼教育職員免許法施行規則

附 則
1 この省令は、令和6年4月1日から施行する。ただし、教育職員免許法施行規則第5条、第9条、第10条及び第65条の10の改正規定は公布の日から施行する。
2 〈略〉
3 附則第1項ただし書に規定する規定の 施行の日において課程認定大学 、免許法第5条第1項の規定により文部科学大臣の指定を受けている養護教諭養成機関、免許法別表第1備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関若し

くは免許法別表第2の2備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けている栄養教諭の教員養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに次の表の第三欄に掲げる科目の単位を修得するもの、同日において免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で、同欄に掲げる科目の単位を修得するもの又は同日までに同欄に掲げる科目の単位を修得した者が、免許法別表第1から別表第8、附則第5項、附則第9項又は附則第17項の規定により高等学校の教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状又は栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧規則第5条第1項に規定する教科及び教職に関する科目の単位、旧規則第9条に規定する養護及び教職に関する科目の単位又は旧規則第10条に規定する栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位のうち、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる科目の単位については、第二欄に掲げる科目の単位とみなす。

第一欄	第二欄	第三欄
	新規則に規定する科目	旧規則に規定する科目
高等学校 教諭	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（総合的な探究の時間の指導法に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（総合的な学習の時間の指導法に限る。）
養護教諭	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容に限る。）
栄養教諭	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容に限る。）

◆7月28日付け通知文

第2 改正等の要点

(2) 高等学校学習指導要領の改訂に伴う規定の整備

- ① 高等学校教諭普通免許状の授与に必要な科目の単位に含めることが必要な事項等について、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める等の規定の整備を行うこと（施行規則第5条第1項、第9条、第10条及び第65条の8関係）。

② ①の施行日（公布日である令和4年7月28日）において課程認定大学、教員養成機関、養護教諭養成機関又は栄養教諭養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに旧規則の規定により総合的な学習の指導法等に関する科目の単位を修得する場合、同日において免許法認定講習・公開講座・通信教育の課程を履修している者で、同科目の単位を修得する場合又は同日までに同科目の単位を修得した場合は、当該単位を新規則に規定する総合的な探究の指導法等に関する科目の単位とみなすこと（改正省令附則第3項関係）。

「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める改正免許法施行規則が2022（令和4）7月28日に公布され、即日施行されました。

対象となるのは高等学校（改正免許法施行規則第5条）、養護教諭（改正免許法施行規則第9条）、栄養教諭（改正免許法施行規則第10条）の3つの免許種になります。

この改正を受け、高一種免、養護一種・二種免、栄養一種・二種免の学力に関する証明書の発行においては、2022（令和4）年7月28日以降は改正後の事項名で証明することになります。ただし、期限は示されていないものの改正前の「総合的な学習の時間の指導法」という名称のままの証明書でも受理するよう8月30日に発信されたメールで都道府県教育委員会に指示されています。

◆8月30日に発信されたメール

各都道府県教育委員会においては、本省令附則第3項の経過措置を踏まえ、提出された学力に関する証明書において「総合的な学習の時間」との旧名称となっていた場合においても、申請を受理するなど、免許状の申請者に負担が生じないように、柔軟なご対応をお願いいたします。

令和4年改正規則附則第3項の「施行の日において課程認定大学…に在学している者」というのは4年制大学では新課程（新法適用）の2019（令和元）～2022（令和4）年度入学生になります。

それは令和4年改正規則附則第3項の表のとおり第2欄の旧規則に規定する科目が「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」と記載されているとおり新法下の規則名になっていることから明らかです。

2018（平成30）年度以前入学生については旧課程（旧法適用）のため、旧法下の「教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」や「教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。）」において総合的な学習の時間の指導法の内容を含んで修得している場合においては、旧法から新法への読み替えを行い、令和4年改正規則附則第3項を適用するということとなります。

この改正が2022（令和4）年7月28日に公布・即日施行であったため、2022（令和4）年度

後期に開講される科目は旧規則のもとでの開講になると思われていました。しかし、施行規則第5条の表備考2では、授業の内容について高校学習指導要領に即した内容にすることと定められており、本改正前から学習指導要領が施行された段階で、既に「探究」の内容が含まれているということで、施行日以降に修得した単位については新規則のもとでの修得ということになります。

◆2022/9/21 文科省回答

Q 今回の改正により授業科目名称、授業内容の変更が求められていないため、従前どおりの授業科目名称、授業内容にて開講する場合の取り扱いについて質問です。

この場合、授業科目名称から新規則・旧規則の授業科目の判別ができませんが、事項名称の変更にとどまることから、新規則適用者が今年度後期から受講する旧規則のもとで開講されている「総合的学習の時間の指導法」を受講した場合、新と旧を兼ねた授業科目（平成30年5月18日付事務連絡 No.17・18）として扱い、新規則の下での単位修得をしたものとして扱ってよいでしょうか。

A 施行規則第5条の表備考2では、授業の内容について高校学習指導要領に即した内容にすることと定められており、本改正前から学習指導要領が施行された段階で、既に「探究」の内容を加えていただいているという理解です。従って、「新と旧を兼ねた授業科目」ではなく、既に新科目として扱われているものと考えます。

証明書備考欄に読み替えの記載が必要となるのは、2022（令和4）年7月28日以前に単位を修得した者、つまり2021（令和3）年度末までに単位を修得した者が読み替え表記が必要な者ということになります。

・[総合的な探究の時間の指導法への読み替えの記載例](#)

3. 教科に関する専門的事項の科目区分変更に伴う読み替え<中：理科・家庭・技術／高：理科・家庭・情報>

(1) 改正の背景・検討経過：答申<2022（令和4）年12月19日>

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（[令和4年12月19日中央教育審議会答申](#)）において、「教科に関する専門的事項に関する科目」の必要な見直しについて提言がなされました。

34 頁

2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

(1) 教職課程における多様な専門性を有する教師の養成

②. 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成の促進

令和 4 年度から小学校高学年における教科担任制が本格的に導入されたが、教科指導の専門性を有する教師による多様な教材を活用したより熟練した指導や、児童生徒の発達段階を理解した小学校から中学校への円滑な接続等の観点からは、小学校と中学校の両方の免許状を有する教師を増やしていくことが望ましい。

〈略〉

また、既に小学校や中学校等の免許状を有する現職の教師等についても、免許法認定講習や、大学での科目等履修等により、複数校種・複数教科の免許状保有を促すことも重要である。

「教科に関する専門的事項に関する科目」についても、学習指導要領等との整合性について改めて確認することも重要である。教育職員免許法施行規則に掲げる事項が多い教科について、中学校二種免許状を取得しようとする場合、同規則で定める最低単位数を超える単位の取得を要するケースが生じている。このため、「教科に関する専門的事項に関する科目」について、専門的事項の数が多し教科を中心に必要な見直しを行うべきである。

(2) 経過措置の対象者

- ① 2023 年度以前入学生で卒業までに改正前の単位を修得する者／した者
- ② ①に該当しない者で、2023 年度までに改正前の科目の単位を修得した者(科目等履修生)

(3) 読み替えの原則

- ① 新法旧規則（2019 年度以降入学から 2023 年度入学生が適用）下において修得した科目の単位を新法新規則の科目の単位として、大学において判断する余地なくみなす場合（附則第 2 条第 1 項～第 4 項）と大学の判断により読み替える場合（附則第 5 項・第 6 項）があります。
→条文の締めくくりが、「みなす。」となっているか、「みなすことができる。」となっているかで見分けることができます。
- ② 旧法（平成 10 年改正法）以前に修得した科目の単位を今回の改正後の科目の単位に読み替えるかどうかは大学の裁量事項となります。

(4) 条文解説

第 2 条 令和 6 年 3 月 31 日において認定課程（教育職員免許法別表第一備考第五号イに規定する認定課程をいう。以下同じ。）を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでに次の表の第三欄に掲げる科目の単位を修得すもの又は令和 6 年 3 月 31 日までに認定課程において同欄に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第一の規定により中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第 4 条第 1 項の表備考第一号又は第 5 条第 1 項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目

の単位のうち、次の表の第三欄に掲げる教科に関する専門的事項に関する科目の単位については、同表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる科目の単位とみなす。

第一欄	第二欄	第三欄
	この省令による改正の教育職員免許法施行規則に規定する科目	旧規則に規定する科目
中学校教諭	材料加工（実習を含む。）	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。）
	生物育成	栽培（実習を含む。）
	情報とコンピュータ	情報とコンピュータ（実習を含む。）
	被服学（被服実習を含む。）	被服学（被服製作実習を含む。）
	保育学	保育学（実習を含む。）
	高等学校教諭	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
被服学（被服実習を含む。）		被服学（被服製作実習を含む。）
住居学		住居学（製図を含む。）
保育学		保育学（実習及び家庭看護を含む。）
コンピュータ・情報処理		コンピュータ・情報処理（実習を含む。）
情報システム		情報システム（実習を含む。）
情報通信ネットワーク		情報通信ネットワーク（実習を含む。）
マルチメディア表現・マルチメディア技術		マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）

括弧書きが削除されたり、括弧書きの内容が変更となった科目区分が該当します。これらの科目区分については、改正前の科目の単位を修得できれば、改正後の科目の単位にみなされます。

2 令和6年3月31日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでに物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）（以

下「旧物理学実験等」という。)の科目の単位を修得するもの又は令和6年3月31日までに認定課程において旧物理学実験等の科目の単位を修得した者が、同法別表第1の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧規則第4条第1項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、旧物理学実験等の科目の単位については、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則(以下「新規則」という。)第4条第1項の表備考第一号に規定する物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験の科目の単位とみなす。

中学理科に関する規定です。

改正前の中学校理科科目区分の「物理学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験(コンピュータ活用を含む。）」および「地学実験(コンピュータ活用を含む。）」の4分野の実験科目全てを既に修得した者、または卒業までに修得する者については、改正後の「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」を修得した者とみなされます。

なお、改正前の当該実験科目のうち、一部実験科目を修得した者(例えば「物理学実験(コンピュータ活用を含む。）」のみ修得した場合)の単位は、改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位として算入することができます(附則第2条第5項)。

3 令和6年3月31日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでに機械(実習を含む。)及び電気(実習を含む。)の科目の単位を修得するもの又は令和6年3月31日までに認定課程において機械(実習を含む。)及び電気(実習を含む。)の科目の単位を修得した者が、同法別表第1の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧規則第4条第1項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、機械(実習を含む。)及び電気(実習を含む。)の科目の単位については、新規則第4条第1項の表備考第一号に規定する機械・電気(実習を含む。)の科目の単位とみなす。

技術に関する規定です。

改正後の「機械・電気(実習を含む。）」については、改正前の「機械(実習を含む。）」および「電気(実習を含む。）」の両方を修得した者についてのみ、修得したものとみなされます。

4 令和6年3月31日において認定課程を有する大学に在学している者で、これを卒業するまでに情報社会・情報倫理及び情報と職業の科目の単位を修得するもの又は令和6年3月31日までに認定課程において情報社会・情報倫理及び情報と職業の科目の単位を修得した者が、同法別表第1の規定により高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧規則第5条第1項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、情報社会・情報倫理及び情報と職業の科目の単位については、新規則第5条第1項の表備考第一号に規定する情報社会(職業に関する内容を含む。)

情報倫理の科目の単位とみなす。

情報に関する規定です。

改正後の「情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理」については、改正前の「情報社会・情報倫理」および「情報と職業」の両方を修得した者についてのみ、修得したものとみなされます。

5 令和6年3月31日において認定課程を有する大学に在学している者で、これを卒業するまでに次に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和6年3月31日までに認定課程において次に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第1の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合（第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、旧規則第4条第1項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、次に掲げる科目の単位については、当該教科について中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができる。

- 一 物理学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 二 化学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 三 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 四 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 五 機械（実習を含む。）
- 六 電気（実習を含む。）

中学理科・技術に関する規定です。

改正前の科目区分において、すべての分野の単位を修得できなかった場合、改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位として算入することができます。

「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」のみを修得した場合の単位修得証明として、この科目の単位が一般的包括的内容を含んでいる場合、科目区分全体の一般的包括的内容を満たしていないものの、物理学実験分野のみ一般的包括的内容を修得したことを証明することができます。

・[教育職員免許法施行規則に係る解釈の一部変更について（周知）（令和6年4月4日付事務連絡）](#)

6 令和6年3月31日において認定課程を有する大学に在学している者で、これを卒業するまでに次に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和6年3月31日までに認定課程において次に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第1の規定により高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合（第4項の規定の適用を受ける場合を除く）にあつては、旧規則第5条第1項の表備考第一号に規定する教科にする専門的事項に関する科

目の単位のうち、次に掲げる科目の単位については、当該教科について高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができる。

- 一 家庭電気・家庭機械・情報処理
- 二 情報社会・情報倫理
- 三 情報と職業

高校家庭・情報に関する規定です。

改正前の科目区分において、すべての分野の単位を修得できなかった場合、改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位として算入することができます。第5項と同じです。

家庭の「家庭電気・家庭機械・情報処理」については今回の改正により科目区分自体が削除されたため、教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすにあたっては、学力に関する証明書の科目区分欄、保育学の下に「家庭電気・家庭機械・情報処理」という欄を設けて、そこで単位修得証明をすることになります。

つまり、改正後の科目区分に該当する区分はなくなったものの、教科に関する専門的事項に関する科目の総単位数に算入することは可能ということになります。

これは2000（平成12）年の免許法施行規則改正時にも同様のことがあり（中学家庭の「家庭電気・機械」が削除された）。その時の解釈事例（平成12年12月15日付け事務連絡）において、次のように示されました。

「家庭電気・機械」については、科目そのものが削除されているため、「家庭電気・機械」として単位修得証明を行った上で、免許状授与の際に教科に関する科目の単位数として算入することになる。

今回も同様の取り扱いになります。

- ・ [証明書記載例](#)（家庭の「家庭電気・機械」）
- ・ [証明書記載例](#)（中一種免理科）

- ・ [教科に関する専門的事項の改正内容まとめ一覧表（A3）](#)

【参考：読み替えを扱った他団体での勉強会動画・資料】

SPOD フォーラム 2023（2023/8/23 開催）

「最新教職法令に基づく多様な履修相談対応事例」

- ・ [動画](#)
- ・ [資料](#)

（『事例から学ぶ、事例でわかる大学教職課程事務』81～84頁にこの講習の資料をさらにコンパクトにまとめて掲載しています。）

教育職員免許法施行規則第66条の6の取扱い

大学において該当する科目があるかどうかを判断することになり、旧法の66条の6に定める科目という縛りはありません。

教育職員免許法施行規則第66条の6に該当する科目について（提案）

教員免許状の取得にあたっては、「教職に関する科目」「教科に関する科目」以外に「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」が必要となっております。

第66条の6 免許法別表第1備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位とする。

現行の教育職員免許法施行規則では、第66条の6に定める科目として「体育」「日本国憲法」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の4区分設定されており、免許状取得にあたっては、それぞれ2単位の修得が必要であります。

この「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」は1988年改正の教育職員免許法施行規則（1990～1999年度入学生適用）により履修が定められた科目であります。当時は「体育」「日本国憲法」の2区分のみでした。そして、1998年改正の教育職員免許法施行規則（2000年度以降入学生適用）により、新たに「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の2区分が追加され現在に至っております。

1999年度以前入学の方から1998年改正法（現行法）による「学力に関する証明書」の発行依頼があった場合、当時履修区分として設定されていなかった「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」についても証明することになりますが、証明にあたっては大学の判断に任されております。

正確な証明書発行を行うため上記の区分に該当する科目について別紙のとおり提案いたします。

以 上

※令和4年改正前の提案文のため66条の6の条文が「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」の記載がありません。

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 単位数は、英語ⅠA～英語ⅡBはそれぞれ1単位。それ以外の科目は全て2単位

	1987年度以前入学生	1988・1989年度入学生	1990～1992年度入学生	1993～1999年度入学生	2000年度入学生	2001年度以降入学生
日本国憲法	日本国憲法	日本国憲法	日本国憲法	日本国憲法	日本国憲法	日本国憲法
	法学（日本国憲法を含む）	法学（日本国憲法を含む）	法学（日本国憲法を含む）	法学（日本国憲法を含む）		
体育	スポーツ科学Ⅰ	スポーツ科学Ⅰ	スポーツ科学Ⅰ	スポーツ科学	スポーツ科学	
	スポーツ科学Ⅱ	スポーツ科学Ⅱ	スポーツ科学Ⅱ			
	スポーツ技術学Ⅰ	スポーツ技術学Ⅰ	スポーツ技術学Ⅰ	スポーツ技術学		スポーツ技術学
	体育実技					スポーツ技術学演習
				人間とスポーツA	人間とスポーツA	人間とスポーツA
				人間とスポーツB	人間とスポーツB	人間とスポーツB
						健康とスポーツ
						スポーツと環境
						現代社会とスポーツ
外国語コミュニケーション	英語	英語ⅠA	英語ⅠA	英語ⅠA	英語ⅠA	英語ⅠA
		英語ⅠB	英語ⅠB	英語ⅠB	英語ⅠB	英語ⅠB
	英語	英語ⅠC	英語ⅠC	英語ⅠC	英語ⅠC	英語ⅠC
		英語ⅠD	英語ⅠD	英語ⅠD	英語ⅠD	英語ⅠD
	英語	英語ⅡA	英語ⅡA	英語ⅡA	英語ⅡA	英語ⅡA
		英語ⅡB	英語ⅡB	英語ⅡB	英語ⅡB	英語ⅡB
	ドイツ語ⅡL	ドイツ語Ⅰ	ドイツ語Ⅰ	ドイツ語Ⅰ	ドイツ語Ⅰ	ドイツ語Ⅰ
	フランス語ⅡL	フランス語Ⅰ	フランス語Ⅰ	フランス語Ⅰ	フランス語Ⅰ	フランス語Ⅰ
	中国語ⅡL	中国語Ⅰ	中国語Ⅰ	中国語Ⅰ	中国語Ⅰ	中国語Ⅰ
	スペイン語ⅡL	スペイン語Ⅰ	スペイン語Ⅰ	スペイン語Ⅰ	スペイン語Ⅰ	スペイン語Ⅰ
情報機器の操作		情報処理入門	情報処理入門	情報処理入門	情報処理入門	
				情報科学実習Ⅰ	情報科学実習Ⅰ	情報科学実習Ⅰ
				情報科学実習Ⅱ	情報科学実習Ⅱ	情報科学実習Ⅱ
				人文科学情報処理実習Ⅰ	人文科学情報処理実習Ⅰ	人文科学情報処理実習Ⅰ
				人文科学情報処理実習Ⅱ	人文科学情報処理実習Ⅱ	人文科学情報処理実習Ⅱ
					教職コンピュータ基礎	教職コンピュータ基礎

網掛けの科目は履修要項記載の科目

以上